

【シンガポール】シンガポールにおける新著作権法の一部施行について

2015年4月16日

ジェトロ・バンコク事務所

2014年7月8日に成立した新著作権法の第2条から第5条、第12条及び第19条が2015年3月31日をもって施行されることが公告された。

これらの条項では、読字障害者の利益のために行われる一部の行為が著作権侵害行為から除外される旨規定している。

公表日

2015年3月16日

URL等

<http://statutes.agc.gov.sg/aol/search/display/view.w3p?page=0;query=CompId%3A5ced7491-d019-4b56-af34-e4aff0c8fdea;rec=0>

本内容は、日本貿易振興機構が2015年4月現在TMI Associates (Singapore) LLPより入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正などによって変わる場合があります。また、掲載した情報・コメントは当該機構の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこの通りであることを保証するものではないことを予めお断りします。